

本巢市新型コロナウイルス感染症緊急対策

🌸 新生児特別定額給付金 🌸

本巢市では、国の特別定額給付金事業の基準日以降に出生した新生児を対象に、新生児特別定額給付金として10万円分の商品券を支給します。

対象新生児

令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生し、次のいずれかに該当するお子様

- ・出生から本巢市に住民票を登録され、引き続き市内に居住するお子様
- ・令和3年3月31日までに本巢市に転入し、引き続き市内に居住するお子様

申請対象者

次の2点を満たす人

- ① 対象新生児の保護者
- ② 申請時において、本巢市に住民票を登録され、引き続き市内に居住する意思のある人

支給額

対象新生児 1人につき 10万円分のもとまる商品券

必要書類等

- ・新生児特別定額給付金申請書
- ・対象新生児の母子手帳(出生届出済証明があるもの)
- ・申請者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)
- ・認印(スタンプ印不可)

申請期限

令和3年4月14日(水)【必着】